

条例の実効性確保に向けた検討

条例の実効性の確保の必要性

広島市障害者差別解消推進条例は、障害者差別解消法を受けて、障害を理由とする差別の解消への取組に実効性を持たせるべく紛争解決の体制に関する事項等について定めたものであるが、こうした取組の更なる推進のためには、事業者や市民に向けて障害や障害者に対する理解の促進や地域共生社会の実現への機運の醸成を促す取組の検討が必要である。

条例の実効性の確保について

- この条例の実効性の確保に向けた取組手法としては、「誘導的手法」及び「規制的手法」が考えられる。
- 本市としては、法や条例の目的である「地域共生社会の実現」に向けては、当事者間の建設的対話による解決の促進が必要不可欠であると考えられるため、「誘導的手法」を中心として検討を進めることとする。

【参考】誘導的手法・規制的手法

- ・ 誘導的手法

市民・事業者等の関係者の主体的な協力を得ることにより目的を達成しようとする手法

例) 協定、活動の認証・認定、表彰制度等、経済的インセンティブ（補助金等） など

- ・ 規制的手法

義務を課し、従わない者を排除することで目的を達成する手法

例) 行政指導（助言、指導、勧告）、行政命令、公表、経済的ディスインセンティブ（課徴金等）、罰則（行政刑罰、過料等） など

誘導的手法として考えられる取組

- ① 事業者の認定・登録
- ② 事業者・団体の取組の表彰

※事業者に対して、障害や障害者に関する理解の促進を図るとともに、事業者が自主的・積極的に合理的配慮の提供に取り組む機運を醸成するような取組の実施について検討したい。

①事業者の認定・登録

障害を理由とする差別の解消の推進に積極的に取り組んでいる、又は取り組もうとしている事業者を広く募集し、選定する。

- 選定した事業者の認定・登録（認定証又は登録証の交付）
- シンボルマークを作り、事業者のオフィスや店舗等に掲示できるステッカー等を作成して配付
- 事業者の情報や取組内容等の市ホームページで公開

②事業者・団体の取組の表彰

①の事例を積み上げたうえで、障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組に関し、顕著な功績があった者を表彰する。

【表彰の例】

- 先進的な合理的配慮の取組の実施や、社員教育等に取り組んだ事業者
- 障害や障害者についての理解促進、社会参加の促進等に積極的に取り組んだ団体

今後の本市の取組方針

1. まずは好事例を募集、認定・登録を実施し、その結果を公表することで、法や条例だけでなく、「合理的配慮」の概念等の実例データの蓄積をするとともに、広く事業者や市民に周知・広報する。
2. 上記事例を積み上げたうえで、先進的・画期的な取組等についての表彰の実施について検討する。

【参考】他都市の事例

◎長野市

「長野市障害者にやさしいお店登録制度事業」

障害のある人を特別視することなく、障害のある人が安心してサービスを利用できる「心のバリアフリー」の気持ちのある店を「長野市障害者にやさしいお店」として登録（エントリー）してもらい、障害のある人の社会参加を応援していくもの。

◎松江市

「障がいのある人もない人も住みよいまちづくり条例市長表彰」

合理的配慮の積極的な実施、その普及に貢献し、障害のある人に対する理解を広げ、市民の模範となる個人・団体を表彰するもの。